

清水町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（案）概要について

1 条例制定の経緯

時限法である「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月31日に失効し同時に新法（時限法）である「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が制定されました。新法では、第24条に地方税の課税免除に伴う財政補填措置の拡充及び延長規定が設けられました。

2 条例制定の趣旨・目的

新法に基づき、過疎地域の持続的発展に資する産業振興を効果的に促進するため、清水町過疎地域持続的発展市町村計画（案）の産業振興促進区域内において一定の事業用資産を取得等した製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等について固定資産税を3年間、申請に基づき課税免除を行う新設条例を制定します。

3 制定する条例（案）の概要

新法では、課税免除の対象となる地域を産業振興促進事項を規定した市町村計画に記載された地域限定としています。条例案では、その地域を清水町過疎地域持続的発展市町村計画（案）と整合させ、町内全域としています。

また過疎地域自立促進特別法に基づく旧固定資産税の免除条例に対し、新条例（案）は、対象業種及び取得価額並びに対象固定資産について、下表のとおり対象要件を拡充した内容となっており、新法の地方税財政補填措置条項との整合性を図り課税免除するものです。

	拡 充 前	拡 充 後
対象業種	製造業、農林水産物等販売業、旅館業（下宿業除く） ※青色申告をしている個人または法人	製造業、農林水産物等販売業、旅館業（下宿業除く）、 情報サービス業等 （情報サービス業、インターネット付随サービス業、通信販売、市場調査等） ※青色申告をしている個人または法人
取得価額	2,700万円超	資本金の規模に応じて、500万円以上まで引下げ （製造業及び旅館業は、資本金額が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものは1,000万円、資本金額が1億円を超える法人が行うものは2,000万円。情報サービス業等及び農林水産物等販売業は500万円）
対象固定資産	新設、増設のみ	資本金の額が5,000万円超である法人は新設、増設のみ。 それ以下の法人等は取得又は製作若しくは建設（建物等については、増築、改築、修繕、模様替のための工事による取得・建設を含む）した固定資産